

第2回豊川市立地適正化計画専門部会

【議事要旨】

日時：令和7年10月28日（火）午後1時～

場所：豊川市防災センター 市民研修室（1階）

出席者：以下のとおり（敬称略）

区分	氏名	所属	分野
学識経験者	浅野純一郎 (部会長)	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	都市計画
	鈴木温 (副部会長)	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	都市計画
各種団体	長谷川完一郎	豊川商工会議所専務理事	商工業
	山田裕也	豊川市農業委員会会長	農業
	河合美恵子	豊川防災ボランティアコーディネーター の会会长	防災
	豊田恵子	特定非営利活動法人とよかわ子育てネット 代表理事	児童福祉
	池田妙子	豊川市障害者（児）団体連絡協議会会員	障害者福祉
	美馬ゆきえ	豊川市老人クラブ連合会書記	高齢者福祉
公募	今泉映里	市民	
	渡邊万美子	市民	
オブザーバー	青柳克彦	愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課 課長（調査企画第一グループ課長補佐代理出席）	県職員
	林高吉	愛知県東三河建設事務所企画調整監	県職員
事務局	都市整備部長、都市整備部次長、都市計画課長始め都市計画課職員 4名		

1 議題

（第2回豊川市都市計画マスタープラン策定委員会 議事要旨参照）

2 議題

（1）第1回専門部会での意見と対応

（事務局説明）

- ・資料1に基づき説明

ア 立地適正化計画改定の概要

（事務局説明）

- ・資料2に基づき説明

イ 中間評価の結果について

（事務局説明）

- ・資料3に基づき説明

ウ 誘導区域の見直しについて

(事務局説明)

- ・資料4、参考1、参考2、参考3に基づき説明

エ 誘導施設の見直しについて

(事務局説明)

- ・資料5に基づき説明

(2) 防災指針(案)について

(事務局説明)

- ・資料6、参考1、参考2、参考3に基づき説明

意見・質疑等の要旨		
意見 1	(委員)	家屋倒壊等氾濫想定区域における、避難所1km圏内の人口カバー率は市街化区域で97.7%、居住誘導区域で97.5%とのことであったが、新たな避難所の設置もしくは指定を行うことで、カバー率を100%にできるのではないか。当該区域内の住民の安全を確実に確保するためにも、防災指針の取組みに位置づけてはどうか。
	(部会長)	避難所へのルートが河川で分断されることが想定されるエリアは、特に要注意である。また、御津地区は課題が山積しているエリアであるため、重点的な取組みを進めていただきたい。
意見 2	事務局	防災関係部局との調整を行うとともに、民間施設の避難所としての活用も含めて検討していきたい。
	(オブザーバー)	目標値はソフト対策に関連したものが設定されているが、防災指針に位置づけるハード対策について、その進捗状況を把握する方法は何か整理しているか。
意見 3	事務局	ハード対策に関する目標値の設定は行っていないが、担当部局と連携し、取組みごとに個別に進捗状況を確認することを考えている。
	(オブザーバー)	家屋倒壊等氾濫想定区域は、護岸整備の進捗状況に応じて指定状況が変わるものか。それとも護岸整備に関わらず指定され続けるものか。また、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されていることはやむを得ないとして、当該区域の住民の安全性のために護岸整備等は着実に進めるという理解でよいか。
意見 4	事務局	県の見解は、河川整備によって指定区域が変わるものではないとのことであった。また、護岸整備等の推進についてはその理解でよい。
	(部会長)	浚渫すると、流量が下がるためリスクも低減されるかもしれない。

意見 5	(部会長) 災害リスク分析で、液状化や大規模盛土も対象としているか。ない場合、今後追加の余地があるということか。
	事務局 液状化は影響の範囲や程度を即座的に定めることが難しく、検討の対象外としている。
意見 6	(部会長) 同様の理由で大規模盛土も対象外としているということか。これは災害リスクを分析できたところで対応を取りづらい災害種別であるが、地盤災害は発生すると悲惨な状態になるため、分析対象とすべきところと考える。また、課題位置図でため池決壊による浸水リスクが整理されているが、居住誘導区域内に浸水リスクのある地域は存在するか。
	事務局 おそらく存在すると思われる。
意見 7	(部会長) 仮にため池が決壊すると、家屋倒壊等氾濫想定区域に近いような被害になりうる。居住誘導区域から除外するほどのレベルではないが、避難対策等の対策は必須と思うため、十分に留意いただきたい。
意見 8	(部会長) 取組み内容と進め方が紐づいているか、それらに対してバランスよく評価指標が位置付けられているかが重要となる。評価指標のひとつに「地震などの防災対策の市民満足度」が位置付けられているが、取組みの直接的な効果が見えづらい面もある。また、リスク分析の結果から特に危険な地区、課題として挙げられている地区に対しては重点的な取組みを進めることが重要である。
意見 9	(オブザーバー) 災害リスクを回避する取組みとして、都市機能誘導区域内の家屋取得を支援する位置づけがあるが、これは居住誘導区域のことを持っているか。 (部会長) その制度は豊川市内の転居も対象になっているか。ここでいう「災害リスク」は何を対象としているか。
	事務局 豊川市の場合、都市機能誘導区域内への転居に対して補助制度を設けている。当初は市外からの転入のみを対象としていたが、途中からは市内の災害リスクのあるエリアからの転居も対象とした。具体的には、ハザードマップ上の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に含まれる住民を対象にしている。

3 その他

- ・第3回豊川市立地適正化計画専門部会は開催せず、今後の対応については部会長及び副部会長に一任する（部会員から異議なし）。